

東近江市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市福祉センター条例の一部を改正する条例

東近江市福祉センター条例（平成17年東近江市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項第1号中「。以下「祝日法」という。」を削る。

第4条第1項中「、老人福祉施設付設作業所、老人デイサービスセンター、身体障害者デイサービスセンター」を削り、「及び児童センター」を「、児童センター及び地域包括支援センター」に改める。

別表東近江市福祉センター ハートピアの部を次のように改める。

東近江市福祉センター ハートピア	多目的室	750円
	会議室1	200円
	会議室2	350円
	会議室3	200円
	母子会議室	750円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

東近江市福祉センターの構成施設の名称並びに貸館を行う部屋の名称及び使用料を変更したく、本議案を提出するものである。